

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222

年金額を増やしませんか？

年金を満額受け取れない方へ
国民年金制度は、20歳から60歳までの40年間の加入と納付状況によって年金額が決定されます。過去に保険料の未納や国民年金に加入していない期間があると「満額」の年金を受け取ることができなくなります。

しかし、次の条件を全て満たす方は、ご本人の申し出により、「任意加入制度」で国民年金に再加入し、年金額を増額することができます。

任意加入制度に加入できるのは、次の ~ の全てに該当する方です
日本国内に居住する60歳以上65歳未満
老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない

20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480カ月未満

年金を受け取る権利のない方へ

また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は、70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

津別町の空き家等情報登録制度を活用ください！

津別町では、町内にある空き家等の有効利用を通して、地域の活性化・住み替えによる住環境の改善を図るため、「空き家等情報登録制度」を制定し、町のホームページに「空き家・空き地・空き店舗・空き事業所」の情報を掲載を行っています。町内に一戸建ての家や宅地として利用できる土地、空き店舗、空き事業所をお持ちの方で、賃貸・売買を希望される方は、『空き家等情報登録制度』への登録をお願いします。

また、町内に空き家等をお探しの方、移住希望の方へはこの制度における『利用希望者』に登録された場合、空き家等の情報を提供させていただきます。

利用方法

空き家等の所有者

空き家等の所有者は、登録申込をいただくと、町のホームページ等に物件情報を掲載いたします。また、空き家等の利用希望者登録情報の提供もさせていただきます。

(ホームページに物件情報の掲載を希望しない方は申出ください)

空き家等の利用希望者

空き家等をお探しの方は、登録申込をいただくと利用希望者として登録いたします。また、空き家等の登録情報を町のホームページ等により提供させていただきます。

注意事項

町は、情報登録者・利用希望者への情報提供は行いますが、あっせん・仲介は行いません。また、売買・賃貸の交渉や契約等に関するトラブル等については当事者間で解決していただきます。

問い合わせ先 役場 企画財政課地域振興グループ 76 - 2151 (内線242)

上下水道料金等の検針及び料金徴収業務の委託先のお知らせ

平成20年4月から水道・簡易水道・下水道・農業集落排水の料金にかかる検針・料金徴収業務を次の会社へ委託しておりますが、平成22年度も同じく委託しました。

委託先 荏原エンジニアリングサービス株式会社北海道支店
委託会社からの検針・料金徴収員は次のとおりです。



後藤 寛治さん
・津別市街地及び活汲地区



内田 憲造さん
・本岐地区



上杉 猛晴さん
・豊永及び高台の一部、
美都、上里地区



長谷川 巖さん
佐藤 啓一さん
・相生、大昭、布川地区

検針・料金徴収員の担当地区については4月1日現在の大まかな区域です。

各検針徴収員は身分証明書を携帯しております。不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先

役場 上下水道担当 ☎ 76 - 2151 内線253・254
・委託先 荏原エンジニアリングサービス株式会社北海道支店
津別管理事務所(下水道管理センター内)
☎ 76 - 2848

春の行楽期の交通安全運動

5月15日(土)～5月24日(月)

重点目録
自転車の安全利用の推進と歩行者(特に子どもと高齢者)の交通事故防止
観光・行楽に伴う交通事故防止
飲酒運転等、悪質・危険な運転の追放
全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

国民健康保険税の減税

平成22(2010)年4月から国民健康保険税が軽減されます。

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方へ

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、
(1)雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
(2)雇用保険の特定理由離職者(例:解雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方です。
雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、31、32、33、34に該当される方。
高齢受給資格及び特例受給資格の方は対象となりません。

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。
具体的な軽減額などは、下記まで問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。
国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険税が軽減されます。
ただし、平成21(2009)年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。制度に関する説明は下記まで問い合わせください。

問い合わせ先

役場 国民健康保険担当
☎ 76 - 2151 (内線228・229)
税務担当 ☎ 76 - 2151 (内線220・221)

上里のミズナラ巨木を目指し 新緑の森の中を歩いてみよう 第一回ふれあい歩こう会

日時 5月23日(日)午前9時30分出発
コース 中央公民館からバスで上里の「ランブの宿 森つべつ」に移動し、ホテル向側の山の中にある「ミズナラの巨木」を目指し片道40分程度の山道を歩きます。正午ごろにはホテルに到着し、昼食や入浴の時間をとり午後2時には中央公民館に戻る予定です。

申し込み 5月19日(水)まで
教育委員会社会教育課 ☎ 76 - 2713

募集人数 30名(先着順)
集合場所 中央公民館正面玄関
参加費 無料(各自で傷害保険に加入のこと)
準備する物 長靴かトレッキングシューズ、お弁当、飲料水など

ホテルでの昼食や入浴は自己負担
その他 雨天の場合は中止します

離乳食教室に参加しませんか？

生後4～7ヶ月児の保護者を対象にした離乳食(初期、中期)の教室を開催します。

この教室では、講話(離乳食のポイント、進め方など)調理実習(初期、中期)試食などを予定しています。気軽にご参加下さい。



日時 5月20日(木)
午前9時30分～午後0時00分

場所 町民会館 和室・調理室
持ち物 エプロン・三角巾・手ふきタオル・離乳食ガイドブック

参加費 無料です
申し込み締め切り 5月17日(月)まで
その他 当日託児があります

申し込み・問い合わせ先 役場 健康医療グループ
健康推進担当 ☎ 76 - 2151 (内線232)